

伊予市移住者住宅改修支援事業

伊予市では、移住・定住の促進と空き家の有効活用を目的に、移住者が居住するための空き家の改修や家財処分を行う経費に対し、予算の範囲内において補助します。

対象者 次のいずれにも該当する方

- 平成 28 年 4 月以後に県外から移住し、かつ伊予市に転入してから 3 年以内の方
(改修完了後 1 か月以内に移住予定の方も可)
- 伊予市への転入の日以前の 1 年以上、市外に住所を有していた方
- 購入または賃借した空き家に今後継続して 5 年以上居住する方
- 申請日において、60 歳未満の方がいる世帯
- 空き家の改修等を行うことができる権原を有する方
- 同一世帯の方を含め、市区町村税を滞納していない方
- 暴力団員等でない方

空き家の要件

- 伊予市や愛媛県の空き家バンク等に登録された物件で、市内地域団体又は移住サポートセンターを通じて購入または賃借した一戸建ての空き家

支援内容 ※ どちらか一方の実施も可

空き家の改修 (木工事、屋根工事、建具工事、内装工事、 外装工事、塗装工事、外構工事など)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 140 万円 (注) 50 万円以上の改修に限る。
家財道具の搬出等 (不要な家財道具の搬出、処分又は清掃)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 20 万円 (注) 5 万円以上の搬出等に限る。

注意事項

- 補助金交付決定後に改修等を開始し、申請年度内に完了が見込まれるものが対象となります。
- 原則、市内業者による改修等を対象とします。
- 補助金の確定通知を受けた日から 5 年未満に、転居または物件の取り壊し、売却、賃貸等を行った場合は、補助金を返還していただきます。
- 空き家の購入等のご検討も含め、まずは下記の連絡先にお問い合わせください。

移住定住ワンストップ窓口

伊予市移住サポートセンター「いよりん」

〒799-3114 愛媛県伊予市灘町 123 まちの縁側『ミュゼ灘屋』内

URL: <https://www.iyorin.jp/>



この制度に関する問い合わせ先

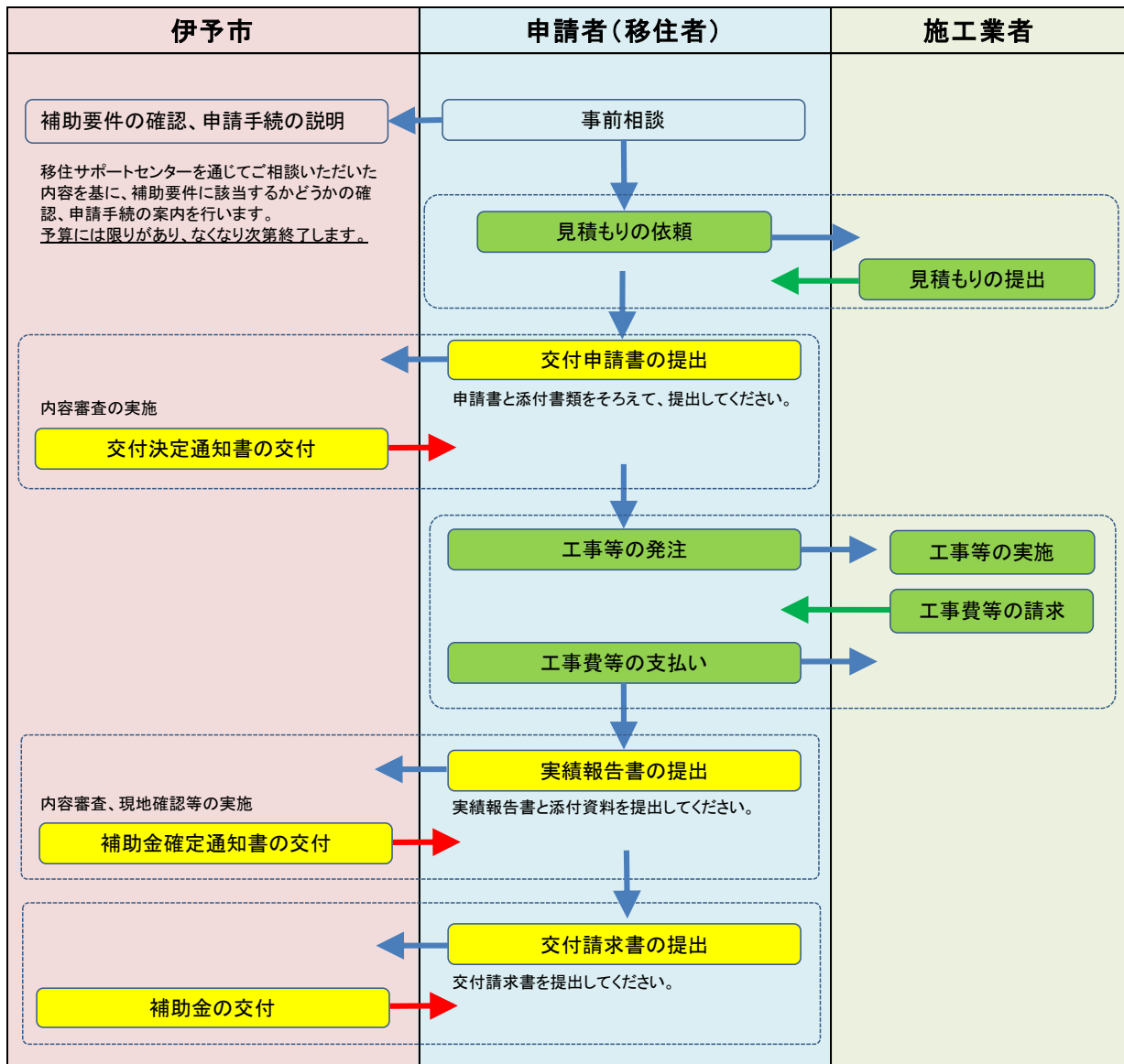
伊予市 企画振興部 地域創生課 (移住・定住担当)

TEL: 089-909-6382 FAX: 089-983-3681

E-mail: chiikisousei@city.iyo.lg.jp URL: <http://www.city.iyo.lg.jp/>



補助金交付の流れ



※必要に応じて、空き家の現況や改修状況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

活用例

○住宅改修: 2,000千円(水回り・外壁・屋根などの改修工事)
負担割合(市1,333千円、移住者667千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (1,333千円)	自己負担 (667千円)

○家財道具搬出等: 200千円
負担割合(市133千円、移住者67千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (133千円)	自己負担 (67千円)